

第1章 序章

はじめに

わが国の国民医療費は国民所得を上回る伸びを示し、主に老人医療費を中心として増えています。老人は現役世代の約5倍の医療費がかかり、高齢化の進むわが国にとっては緊急かつ重要な問題です。また内臓脂肪型肥満に起因する生活習慣病患者、予備軍の増加により受診行動も増し、医療費も急増しています。

増え続ける国民医療費を抑制し、メタボリックシンドローム（内臓脂肪型肥満）を予防・解消するため、平成20年4月からの「高齢者の医療の確保に関する法律」の施行は「生活習慣病に着眼した健診」と「健診後の保健指導の充実」を重要視しています。病気と生活習慣との関連を理解し、生活の改善を自ら行えるように支援していかねばなりません。その為には、ひとりひとりができること、家族や地域社会ができること、行政が行うことを一体となって考え取り組む必要があります。

そして生活習慣病の発症、重症化の予防の徹底を図ることにより早世予防、障害予防、医療保険の安定化に取り組むための対策を講じていく必要があります。

1 計画策定の方針

(1) 計画の趣旨

本計画は医療制度改革における医療保険者としての役割や生活習慣病対策を通して医療費適正化に取り組むため国は「高齢者の医療の確保に関する法律」第18条により、基本方針を定めるとともに、これに基づき「特定健康診査等実施計画」を策定するものです。

「高齢者の医療の確保に関する法律」第19条により、保険者は特定健康診査基本指針に即して、5年を一期として、平成20年度から特定健康診査等実施計画を定める。

(2) 計画の構成

レセプト分析から被保険者の治療状況の把握、基本健康診査結果分析から有所見者の状況や加えて生活習慣等の実態把握を行い、予防活動や医療費適正化に向けた具体的な実施目標や施策を設定するものとします。

(3) 計画の期間

本計画の計画期間は平成20年から24年度までの5カ年計画とし、成果評価は27年度を目標とします。そして国保運営協議会あるいは健康づくり推進協議会などにおいて中間年である平成22年度に評価・見直しを行っていきます。

各関係主体による生活習慣病対策の推進

